



(写真提供：菅野健二氏)

いちのせき 法人ニュース

第56号

主な内容

法人会だより	2~5
税のひろば	7~9
まちのひろば	10

公益社団法人一関地区法人会
 〒021-0867 一関市駅前1番地
 TEL 0191-23-4243
 FAX 0191-23-4330
<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>
 発行人／岩淵吉郎
 印刷所／トーバン印刷(株)

◆この広報紙は再生紙を使用しています。

税制改正のあらまし

I 法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

(2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げ

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

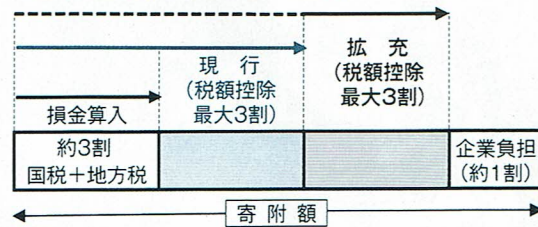
(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割(現行:3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

【地方創生応援税制の拡充の改正案】



適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、以下のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人) ・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律) ・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

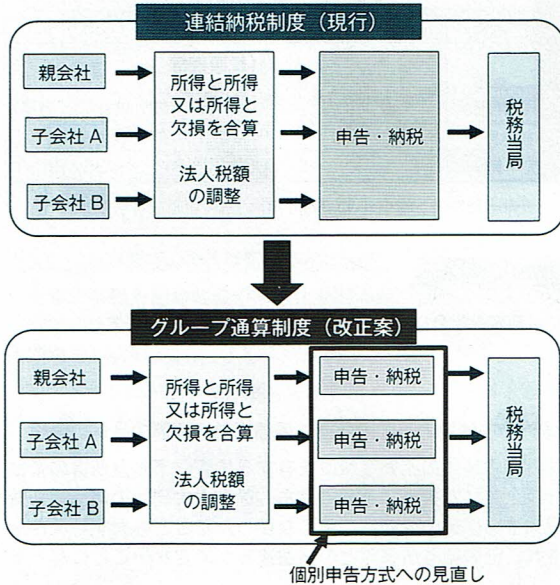
(6) 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。

改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

【連結納税制度の改正案】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(7) 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにもかかわらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	①平均給与等支給額 > 前事業年度の平均給与等支給額 ②国内設備投資額 > 当期の減価償却費の10%
改正案	①同上 ②国内設備投資額 > 当期の減価償却費の30%

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(8) 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度（給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度）について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

II 所得税関係

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引の活性化を通じて低未利用土地（注）の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間を除く）、下記の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができる制度が創設されます。

【主な適用要件】

- ①譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ②1月1日に所有期間が5年を超えること
- ③その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこと

（注）低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

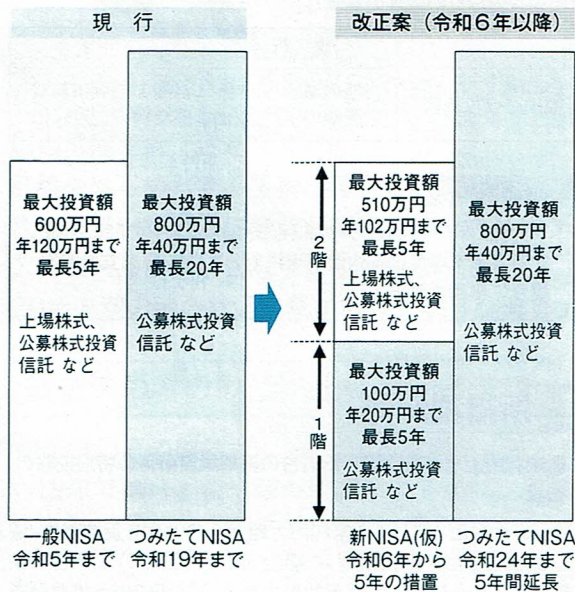
(2) NISA制度の見直し

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA制度が見直されます。NISA制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

一般NISAについては投資期間終了後に、1階部分で積立投資を行った場合に限り、2階部分で別枠の非課税投資が行える2階建て制度の新・NISA(仮)が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和5年末で終了となります。

なお、新・NISA(仮)については、つみたてNISAとの選択適用となります。

【NISA制度の見直し】



適用時期

新・NISA(仮)については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、つみたてNISAについては、令和24年12月31日まで適用されます。

(3) 未婚のひとり親への対応及び寡婦(夫)控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます。

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親のうち以下の要件を満たす場合、寡婦(夫)控除が適用されます。

- イ 同一生計の子(総所得金額の合計額が48万円以下)を有する必要があります。
- ロ 合計所得金額が500万円以下となります。
- ハ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には対象外となります。

② 寡婦(夫)控除の見直し

- イ 寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得500万円)が設けられます。
- ロ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には対象外となります。
- ハ 子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額の35万円(現行27万円)とされます。
- ニ 寡婦控除の特例は廃止されます。

【寡婦(夫)控除の見直し】

区分	離婚 死別要件	扶養親族等 の要件	所得要件 (合計所得金額)	控除額
寡婦	離婚 死別	扶養親族あり	500万円以下 (現行：なし)	27万円
		同一生計の子*		35万円
	死別	なし	500万円以下	27万円
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円
寡夫	離婚 死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円 (現行：27万円)
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円

* 子の所得要件：総所得金額48万円以下

適用時期

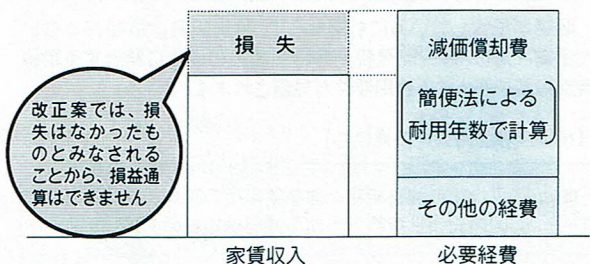
令和2年分以後の所得税について適用されます。

(4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

国外中古建物の不動産所得を有する場合、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったこととみなす特例が創設され、他の給与所得等との損益通算ができないこととなります。

また、同特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却分には含まれないこととされます。

【国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得】



改正案では、損失はなかったものとみなされることから、損益通算はできません

適用時期

令和3年分以後の所得税について適用されます。

Ⅲ 資産課税関係

所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

所有者不明の土地等の増加により、公共事業の推進等において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置が講じられます。

- ① 現に所有している者の申告の制度化
登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間に、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村は条例で、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようになります。
- ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大
市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようになります。

適用時期

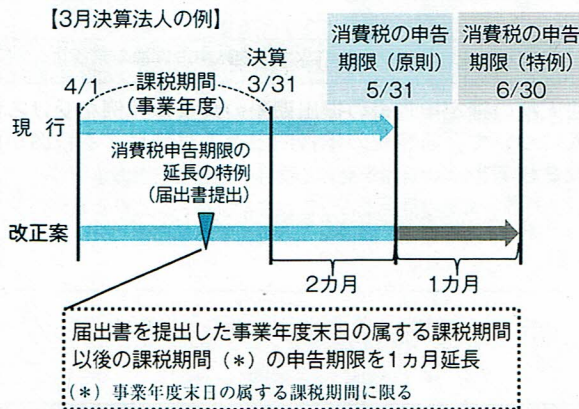
- ①の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。
- ②の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長(注)する特例が創設されます。

(注) 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付します。



適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

Ⅴ その他

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の要件が緩和され、以下の方法が追加されます。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合に、その電磁的記録を保存する方法
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む)に、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

適用時期

令和2年10月1日から適用されます。

(2) 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金等の割合が0.5%引き下げられます。

なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

【利子税・還付加算金等の割合の引き下げ】

	現 行	改正案
利子税	平均貸付割合(注) +年1%	平均貸付割合(注) +年0.5%
還付加算金		
納税猶予の延滞税		

(注) 平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで(現行:前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(現行:12月15日まで)に財務大臣が告示する割合。

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

*このパンフレットは、令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や質上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

2. 交際費課税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

[消費課税]

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。 なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。	<ul style="list-style-type: none">法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

[その他]

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none">地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

2. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none">振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

一関税務署からのお知らせ

確定申告期限の延長による申告書作成会場及び振替納付日のご案内

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日(木)まで延長されております。

○ 一関税務署において開設していた申告書作成会場は、3月17日(火)以降、以下のとおりとしております。

1. 会場

岩手日報社一関ビル3階大ホール 一関市大手町3-40

2. 開設期間

令和2年3月17日(火)から4月16日(木)まで

※ 土曜日・日曜日・祝日等を除きます。

3. 開設時間 午前9時から午後4時まで

※ 申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承願います。

○ 申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、以下のとおりとなります。

1. 申告所得税

納期等の区分	延長後の申告・納付の期限	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)

※延長前の振替納付日：令和2年4月21日(火)

2. 個人事業者の消費税

納期等の区分	延長後の申告・納付の期限	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

※延長前の振替納付日：令和2年4月23日(木)

国税の納付は、 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付導入のメリット

▶ **税務署や金融機関に出向くことなく、オフィスから納付が可能です！**

金融機関等の営業時間を気にせず納付でき、納付にかかるコストが削減できます。

→ 金融機関での待ち時間や交通費の削減、納税のために現金を用意したり、持ち運ぶ必要もありません。

また、令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始され、個人住民税（特別徴収）の納付もダイレクト納付が可能となっています。（※国税と地方税の電子納税の利用手続きはそれぞれ別々に必要となります。）

▶ **インターネットバンキング契約が不要です！**

事前登録した銀行口座からの引き落としのため、納税用の口座を指定することができ、管理する上で安心です。

また、複数の口座登録が可能です。

→ 例えば・・・「源泉所得税用口座」と「法人税・消費税及地方消費税用口座」と使い分けることも可能

▶ **予め納付日を指定することができます！**

うっかり忘れて、納付が期限に遅れることもありません。

また、納付の結果をすぐに把握することができます。

→ 「ダイレクト納付完了通知」がe-Taxメッセージボックスに格納されます。

▶ **納付手続きは、税理士に代行してもらうこともできます！**

◇詳しくは、一関税務署 管理運営・徴収部門 電話 0191-23-4206
にお問い合わせください。

一関税務署からのお知らせ

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、事件・事故につながりやすく、事件等が起きた時には、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

1. 脳の機能を低下させます
2. 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
3. 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります
4. アルコール依存症になりやすくなります
5. 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります

20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者（20歳未満の者）の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

20歳未満の者の飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器又は包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に関して、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底など、20歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより20歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 20歳未満の者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

岩手県からのお知らせ

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から次のとおり改正されます。

1. 法人県民税（法人税割）の税率引き下げ
2. 法人事業税（所得割・収入割）の税率引き上げ
3. 特別法人事業税（国税）の創設、地方法人特別税（国税）の廃止
4. 1～3の改正に伴う経過措置

詳細につきましては、岩手県のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

● 県へのお問い合わせ

県南広域振興局県税部一関県税センター 電話 0191-26-1420

県ホームページURL : <http://www.pref.iwate.jp/>

償却資産の申告について

固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税対象になっています。

● 償却資産の申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（以下「賦課期日」といいます。）に所有する償却資産に関する所定の事項を、1月31日までに申告していただくことになっています。

● 償却資産の取得価額について

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計監理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告いただくことになります。

● 免税点

課税標準の合計額（以下「課税標準額」という。）が150万円未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合でも申告書の提出は必要です。

● 税率

税率は100分の1.4です。

● 税額

課税標準額（1,000円未満切り捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

● 太陽光発電設備

太陽光発電設備を設置し、発電した電力を売電（余剰売電・全量売電）している場合、償却資産として申告が必要です。ただし、個人で居住用に設置した発電設備の合計発電出力数が10kW未満の場合は、申告は不要です。

● 問い合わせ先

一関市役所 総務部 税務課 家屋・償却資産課税係
電話：0191-21-2111（内線：8251～8253）

室根町

今年も満開の桜を楽しもう
室根山蟻塚公園桜の
剪定作業実施

室根支部 村上友善

今年もきれいな桜の花を咲かせようと例年二月に一関観光協会室根では、室根ライオンズクラブの協力をお願いしながら桜の管理作業行っており、今年も二月十六日(日)に行われました。

室根山の玄関口の蟻塚公園は桜の名称地として有名で、園内には百本のソメイヨシノが植栽されており、春先県内トップを切つて行われる室根山の山開き同会場で行われます。

この日は、観光協会会員、室根ライオンズクラブ会員など十五名が参加。高枝ノコギリやチェーンソーなどを持参して作業を行いました。高いところの作業には高所作業者も導入し、手際よく剪定作業が行われました。

今年地球温暖化の影響か蟻塚公園の積雪は全く無く、春先の農



作業に水不足が心配されますが桜は多くの花を見せてくれるだろうとの願いをこめて参加者全員が良い汗を流しました。

花泉町

金沢大名行列

花泉支部 熊谷 恵

花泉町金沢地区の伝統行事『大名行列』は、九月十三日(日)、金沢の県道弥栄金成線を歩行者天国にして行われます。

ほら貝の音に合わせて、やつこに扮した地域住民や金沢小児童による鉄砲隊が、毛槍やなぎなた・宝箱を持ち歩行者天国を行進します。

行列は、金沢八幡神社を出発し、片道六〇〇メートルの通りを往復。黒い衣装を着たやつこは、「セーハーオートマカシヨ」(お供は任せて)のかけ声に合わせて巡行します。

この行列は、内沢に祀られていた鎮守八幡宮が焼失し遷宮した際、大名行列の様式で、ご神体を守り田村藩主名代とともに威風堂々と行進したことが始まりとされ、その伝統を守り今日まで二六三年の間続けられており、八幡神社例大祭の神輿渡御と併せて毎年行われています。

昭和五十三年三月には一関市指定無形民俗文化財に指定されました。

当日のスケジュールは、正午から金沢婦人会連合会による手踊りパレードを皮切りに、金沢小学校児童の鶏舞、金沢保育園児のお遊戯、沃野太鼓の演奏などが披露され、午後二時に大名行列がスタートします。会場内では、地元の新鮮な野菜や

果物・花・衣類・雑貨を数台のトラックに載せて販売する『軽トラック市』のほか、『おまつり広場』として焼きそばやわたあめ、飲み物などの出店も並びます。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

